

答 申 第 1 7 号

平成10年5月1日

兵庫県教育委員会 様

公文書公開審査会

会長 西 山 要

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定
について（答申）

平成9年8月7日付諮問第2号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

平成9年度総合学科推薦入学の書類等審査基準（県立神戸甲北高等学校及び県立香寺高
等学校分）

第1 審査会の結論

「平成9年度総合学科推薦入学の書類等審査基準（県立神戸甲北高等学校及び香寺高等学校分）」のうち、既に実施機関が公表している選抜要綱、募集要綱等に記録されている情報、具体的な選抜方法を検討するに当たっての検討経過及びその参考事項に関する情報、面接の外的な形態及び配置並びに受検生に対する一般的な指示事項及び説明事項に関する情報、審査を担当する者に対する実施に当たっての一般的な注意事項に関する情報、単なる点数等の記入方法及び資料の整理方法に関する情報、及びその他推薦入学による入学者選抜を行う場合に通常必要とされる事項に関する情報については公開すべきである（公開すべき具体的な部分は、別表のとおり。）が、その余の部分に係る非公開の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、県立神戸甲北高等学校及び県立香寺高等学校の平成9年度総合学科推薦入学の書類等審査基準（以下「本件公文書」という。）の公開請求に対して、実施機関が平成9年4月1日付けで行った非公開の決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭での意見において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

実施機関は、本件処分の根拠を、公文書の公開等に関する条例（昭和61年兵庫県条例第3号。以下「条例」という。）第8条第10号に該当することとし、その理由を「入学者選抜に関する情報であって、公にすることによって、将来の同種の事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるものが記録されているため」としているが、次の理由により、これは本件処分の根拠及び理由とはならない。

1 本件公文書の公開の必要性について

本件請求の趣旨は、総合学科の推薦入学による入学者選抜に係る審査基準等を公開することにより、県民、中学校関係者が納得し、理解できる審査方法及び審査基準による入学者選抜が行われることを要求するものである。

本件公文書を公開することは、入学者選抜事務を公平に行うために必要である。

つまり、中学校関係教職員、父母及び受検者に推薦入学による入学者選抜に係る審査基準等を明らかにせず、秘密裏にこれを適用し、入学者選抜を行うことは、当該高等学校の恣意的な選抜を生み出す原因となるおそれがあるからである。

2 条例第8条第10号の該当性について

ア 一般入試（学力検査による入学者選抜）においては、実施機関が定めた平成9

年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱（以下「選抜要綱」という。）で、調査書及び学力検査についての換算基準が詳細かつ明確に示され、公表されている。このことは審査の公正を期す大前提とされている。本件公文書は、調査書、面接等の換算基準について定めたものであるから、公開できない根拠はまったくない。

イ 実施機関は、本件公文書を公開できない理由として、本件公文書に記録された情報を公開すると生徒や保護者の無用な誤解や混乱を招くおそれがあること、事前に受検者が意識した対策を講ずると公正な判断に支障をきたすこと及び中学校側の推薦対象者の決定に当たって困難が生ずることをあげているが、これらの主張は父母・県民の感覚からすれば到底納得できないものである。

かえって、実施機関の考えでは、父母・県民に疑問や不満を生じさせ、今後の推薦入学による入学者選抜の実施に混乱を招くものとなる。

つまり、各高等学校の特色を出すためには、そもそも、その多様な基準を明確にすることが大前提であるにもかかわらず、「基準は言えません、しかし、特色はあるんです。すべて判断は学校を信頼してお任せください」では、受検生・父母、県民に不信が生じるだけであり、これでは「公にしないことによって、該当事業の執行の目的を失わせるおそれがある」と言わざるを得ない。

ウ 総合学科の推薦入学による入学者選抜に係る推薦書の審査に関して、当該高等学校において、推薦書に記録された内容について評価し、これを点数化して、判断資料としたり、また、選抜要綱に定める推薦基準以外に独自に基準を設け、審査を行っているとも聞いている。このような基準を設け、かつ、その基準で評価することは、入学者選抜を公平、公正に行うという原則に反するものである。仮に、独自の基準を設ける合理的理由があるとしても、少なくとも公正な入学者選抜を行うためには、事前に関係者に公表されるべきである。

総合学科の推薦入学による入学者選抜において、上記審査を行うことは、選抜要綱を逸脱する違法なものである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書、その他の関係書類及び口頭での意見において述べている説明は、次のように要約される。

1 本件公文書の性格及び概要について

1 本件公文書は、平成9年度の県立神戸甲北高等学校（以下「神戸甲北高校」という。）及び県立香寺高等学校（以下「香寺高校」という。）の総合学科における推薦入学による入学者選抜に関して、中学校長から提出された推薦書及び調査書並びに神戸甲北高校及び香寺高校で行われた面接及び小論文（作文）の審査の方法又は基準等を記録した文書である。

2 県立高等学校の推薦入学による入学者選抜の実施については、実施機関の選抜要綱によって定めており、総合学科の場合は、志願先の高等学校において、当該高等学校を志願する者の中学校長に対して、推薦書及び調査書の提出を求め、それらの記載事項を審査するとともに、志願する者に対して面接及び小論文（作文）を行い、その結果を審査する。そして、これらの審査の結果を総合的に評価し、合否の判定

を行うこととしている。

- 3 本件公文書は、神戸甲北高校及び香寺高校が選抜要綱に基づき、それぞれの学校内で組織された書類審査委員会及び面接委員会が上記2のそれぞれの審査に関して作成した文書であり、それぞれの校長が決裁の上、これら内容で平成9年度の総合学科の推薦入学による入学者選抜が行われたものである。

2 条例第8条第10号の該当性について

- 1 条例第8条第10号は、「実施機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、争訟、交渉、渉外、職員の身分取扱い等の事務事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務事業の執行の目的を失わせるおそれのあるもの及び公にすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

これは、事務事業の執行の目的の達成及び事務事業の公正又は円滑な執行を確保するために定めたものである。

実施機関の行う事務事業の中には、事務事業の性質に照らして、これに関係する情報を公開すると、県民全体の利益を確保しようとする県の行政の目的を阻害したり、特定の者に不当な利益を与える等県民全体の利益を著しく損なうものがあるので、これらに係る情報が記録されている公文書については公開しないことができるという趣旨である。

- 2 条例第8条第10号前段の「取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、争訟、交渉、渉外、職員の身分取扱い等の事務事業」とは、実施機関の行う典型的な事務事業を例示列挙したものである。

本件公文書に記録された情報は、推薦入学による入学者選抜における志願者の合否を決定するための評価・判定に係る情報であり、同号前段に規定する事務事業に関する情報に該当するものである。

- 3 条例第8条第10号後段は、「公にすることにより当該事務事業の執行の目的を失わせるおそれのあるもの及び公にすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」と規定している。

ところで、高等学校の入学者選抜は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものであり、総合学科の推薦入学による入学者選抜においても、このような観点から調査書及び推薦書並びに面接及び小論文（作文）の審査を行い、その結果を総合的に判断して、合否の判定を行っているところである。

したがって、本件公文書に記録されている情報を公開すれば、関係する生徒や保護者に無用な誤解や混乱を招くおそれがあるとともに、志願する者においても、具体的な評価の観点等を意識した対策を講ずることも十分に考えられ、合否に係る公

正な判断を行うことが困難となる。さらに、推薦する中学校においても、その推薦対象者を決定することを困難にするおそれも考えられる。

このことから、本件公文書に記録されている情報については、これを公開することにより、今後の神戸甲北高校及び香寺高校で実施する推薦入学による入学者選抜事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められ、条例第8条第10号後段に該当する。

第4 審査会の判断

1 総合学科における推薦入学による入学者選抜について

- 1 高等学校の入学については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の規定により、高等学校に関する入学等必要な事項は、監督庁（文部大臣）が定めることとなっており、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第59条第1項の規定において、高等学校の入学は、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長がこれを許可することとされている。

また、公立高等学校の入学者選抜の実施に関しては、「高等学校の入学者選抜について（通知）」（平成5年2月22日付文初高第243号文部省事務次官通知）に基づき、各都道府県の教育委員会が年度ごとに公立高等学校入学者選抜要綱を作成し、これに従って行われている。

兵庫県における公立高等学校の入学者選抜についても、実施機関が、毎年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱を定め、この選抜要綱が規定するところにより、実施されている。

- 2 神戸甲北高校及び香寺高校の2校で実施された総合学科の平成9年度入学者選抜は、各学校の募集定員の50パーセント以内について、県下全域から推薦入学により選抜している。

総合学科の推薦入学による入学者選抜の実施については、選抜要綱に定めるところにより、総合学科を志願する者の中学校長から志願先の高等学校に提出された「推薦書及び調査書」と、志願先の高等学校で実施される「面接及び小論文（作文）」の結果を総合して合否の判定を行うこととされている。具体的な選抜の実施方法は、各高等学校ごとに当該学校教員で組織された書類審査委員会及び面接委員会において、当該学科の特色や教育内容に即して、推薦書及び調査書並びに面接及び小論文（作文）の審査をそれぞれ行い、その結果作成した資料をもとに、各高等学校で校長を含む教員で組織された合否判定委員会において、それぞれ合否の判定を行い、この判定に基づいて、当該校長が合格者を決定することとなっている。

- 3 総合学科の推薦入学に出願できる者は、選抜要綱では、一般の出願資格のほかに、総合学科を志願する動機・理由が明白かつ適切であること、総合学科における学習をとおして個性の伸長を図り、能力・適性を見極めて将来の進路決定を目指そうとする意欲があること、及び能力・適性、興味・関心、進路等に応じて、多様な教科・科目を自主的・主体的に学習する意欲があることなどの条件を満たすとともに、

中学校長が推薦する者となっている。

なお、中学校長が推薦する者は、当該中学校において、校長、教頭、第3学年の学年主任及び学級担任その他必要な教員で組織された推薦委員会で決定された者となっている。

2 本件公文書の概要及び性格について

本件公文書は、平成9年2月18日に実施された平成9年度の神戸甲北高校及び香寺高校の総合学科における推薦入学による入学者選抜を実施するため、それぞれの学校で作成されたものであり、その内容は、両校における推薦入学による入学者選抜の具体的な選抜方法に関する事項を定めたものである。

推薦入学による入学者選抜を実施する高等学校における具体的な選抜方法に関する事項は、特に様式化されておらず、本件公文書には、中学校長から提出された推薦書及び調査書並びに神戸甲北高校又は香寺高校で行われた面接及び小論文（作文）の審査の方法、審査の観点、審査（採点）の基準、選抜事務手続等が一体として記録されている。

本件公文書の概要は、次のとおりである。

1 神戸甲北高校

ア 書類審査に関する文書

当該文書は、調査書及び推薦書の審査に関する文書であり、審査の日程、審査の方法、審査の観点及び審査の基準に関する情報が記録されている。

イ 小論文に関する文書

当該文書は、小論文（作文）の審査に関する文書であり、審査の方法、審査の観点及び採点の基準に関する情報が記録されている。

ウ 面接に関する文書

当該文書は、面接の審査に関する文書であり、審査の方法、審査の観点及び面接の実施方法に関する情報が記録されている。

2 香寺高校

ア 書類審査に関する文書

当該文書は、調査書及び推薦書の審査に関する文書であり、審査の方法及び審査の基準に関する情報が記録されている。

イ 面接の評価に関する文書

当該文書は、面接の審査に関する文書であり、審査の方法、審査の基準及び面接の実施方法に関する情報が記録されている。

ウ 小論文（作文）に関する文書

当該文書は、小論文（作文）の審査に関する文書であり、審査の方法、審査の観点、採点基準及び小論文（作文）の実施方法に関する情報が記録されている。

3 条例第8条第10号の該当性について

1 条例第8条第10号は、「実施機関が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、争訟、交渉、渉外、職員の身分取扱い等の事務事業に関する情報であって、

公にすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができる」と規定している。

この趣旨は、実施機関の行う事務事業の中には、事務事業の性質に照らして、これに関係する情報を公にすると、県民全体の利益を確保しようとする県の行政の目的を阻害したり、特定の者に不当な利益を与える等県民全体の利益を著しく損なうものがあることから、これらの情報については公開しないことができるということと解される。

- 2 本件公文書は、神戸甲北高校及び香寺高校の総合学科の推薦入学による入学者選抜の実施に関して作成されたものであり、ここに記録された情報は、志願者の合否を決定することに関するものであるから、条例第8条第10号前段に規定する実施機関が行う試験事務に関する情報に該当するものと認められる。

しかし、条例第8条第10号の趣旨からすれば、その該当性を判断するに当たっては、単に事務事業の性質だけでなく、同号後段に規定する公文書に記録されている情報が公にされることにより生ずる支障について個別に検討する必要がある。

また、本件公文書に記録されている情報は、平成9年度の神戸甲北高校及び香寺高校において実施された推薦入学による入学者選抜に関するものであり、いずれも既に選抜事務は終了しているものであるから、本件公文書に記録されている情報が条例第8条第10号後段に該当するためには、公にすることにより将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められるという要件に該当することを必要とするものである。

- 3 ところで、総合学科の設置は、普通教育及び専門教育の選択履修を旨として総合的に施すものとして、高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）第5条第3号及び第6条第3項で定められ、兵庫県においては、平成9年度に神戸甲北高校及び香寺高校の2校において設置されている。その設置の目的は、社会の変化や生徒の実態に適切に対応するため、普通科、専門学科の枠を超えて、生徒が個性の伸長を目指して自らの能力・適性、進路等に応じて、幅広く多様な教科・科目を自主的・主体的に選択し学習することにある。

また、総合学科の特色は、第1に、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視すること、第2に、一人ひとりの個性を生かした主体的な選択学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を展開することにあるが、これは、我が国では従来から教育全体に占める学校教育の比重が極めて大きく、このため進学に際して過度の受験競争を生じ、学習塾通い等、業者テストによる偏差値等に過度に依存した中学校の進路指導、高等学校への不本意入学や中途退学などが社会的問題になっているところ、その改善のため、個人の生涯にわたる学習歴が正しく評価されるような学習社会を創出する必要があり、このため、学校においては、学力を単なる知識や技能の量の問題としてとらえるのではなく、生徒が自ら考え主体的に判断し行動するために必要な資質や能力などの総合力としてとらえることが重要であるという社会的背景によるものである。さらに、この総

合学科への入学者選抜は、推薦入学をはじめとする多様な選抜方法の工夫や履修科目の自由な選択を通して、能力、適性等の多面的な角度からの評価が行われ、いわゆる偏差値を尺度とする高等学校間の序列意識を打破する契機となることが期待されるものである（「高等学校教育の改革の推進について」平成5年2月12日高等学校教育の改革の推進に関する会議第四次報告）。

これらの趣旨を踏まえ、本県の総合学科の推薦入学による入学者選抜における審査に当たっては、生徒の知識の量や程度、特定の教科に係る能力・適性といった点を重視して評価するのではなく、生徒の自主的・主体的な学習意欲と思考力、判断力、表現力といった視点での多角的な面を重視し、総合的に評価されるものであると認められる。

以上、総合学科の設置の目的及びその教育内容に照らせば、総合学科の推薦入学による入学者選抜と学力検査による入学者選抜の選抜方法がそれぞれ異なるものとなることは当然のことであり、また、総合学科の推薦入学による入学者選抜の実施に当たっても、当該高等学校の校長の裁量に委ねられる部分があることも当然のことであり、このことは選抜要綱もこれを前提としているものである。

- 4 本件公文書には、推薦入学による入学者選抜に関する審査の方法、審査の観点及び審査（採点）基準が具体的に分かる情報が記録されている。これら審査方法等に関する情報については、毎年一定の改善を重ねながら、継続して使用していくもので、当該情報を公開すれば、審査がどのように行われているか、あるいは何が重視されているかなど具体的な内容が明らかとなり、今後、志願する生徒側においてこれらを意識した受検対策が講じられることが考えられ、当該高等学校が行う総合的な評価による選抜を困難にすると認められる。さらに、生徒、保護者等の競争心をいたずらにあり、過度の受検準備を助長することとなることも考えられ、このことは正に、前記3 総合学科の設置の目的及び特色並びにこれらの趣旨を踏まえた推薦入学による入学者選抜の事務を困難にするものとも認められる。

また、本件公文書には、調査書及び推薦書の具体的な審査日程及び審査手続並びにそれに携わる構成員が分かる情報が記録されている。これら具体的審査手続等は、毎年同様の手続で反復・継続して定められる必要があるものであり、また、入学者選抜に関する事務は、その執行においては、公正・公平さが十分担保されなければならないものである。したがって、上記具体的な審査日程及び審査手続並びにそれに携わる構成員に関する情報を公開すれば、外部からの不当な干渉を招くことが考えられ、それによって、一定期間内に迅速かつ公正・公平に処理すべき審査手続の機能を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、上記審査方法等に関する情報及び具体的審査手続等に関する情報については、これらを公開すると、将来の総合学科の推薦入学による入学者選抜に関する事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められ、条例第8条第10号後段に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

なお、異議申立人は、推薦書の審査に当たってその記載内容を点数化し判定の資料としていること等が選抜要綱の規定から逸脱し違法であるから、本件公文書に記録された情報が条例第8条第10号後段に該当しないと主張しているが、条例上の公

開・非公開の判断は、飽くまで条例第8条各号の規定に照らして行うべきものであり、公開請求を受けた文書に含まれた情報の実体的評価において、仮に違法な点があるとしても、このことをもって直ちに本件公文書が公開されるべきとの判断に至るものではない。

- 5 一方、上記4の実施機関の判断が妥当と認められる情報以外の本件公文書に記録された情報は、既に実施機関が公表している選抜要綱、募集要綱等に記録されている情報、具体的な選抜方法を検討するに当たっての検討経過及びその参考事項に関する情報、面接の外形的な形態及び配置並びに受験生に対する一般的な指示事項及び説明事項に関する情報、審査を担当する者に対する実施に当たっての一般的な注意事項に関する情報、単なる点数等の記入方法及び資料の整理方法に関する情報、及びその他推薦入学による入学者選抜を行う場合に通常必要とされる事項に関する情報であり、これらは、いずれも、既に実施機関が公表している情報、他の公表されている入学者選抜に関する情報から容易に推認し得る情報、入学者選抜において通常行われている一般的・定型的な内容を記述したにすぎない情報又は今後の入学者選抜の実施において継続して使用していくことが予定されない情報であり、これらを公開しても将来の事務事業への支障は考えられず、条例第8条第10号後段に該当する情報であるとは認められない。

当審査会が本件公文書について精査したところ、上記4の実施機関の判断が妥当と認められる情報とそれ以外の情報が、渾然として記録されていることが認められるが、なお、容易にかつ請求の趣旨を損なわない程度に分離することが可能であるものについては、公開すべきである。

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

区 分	公 開 す べ き 部 分 (情 報)
<p data-bbox="272 344 584 378">イ 面接に関する文書</p> <p data-bbox="256 483 660 562">ウ 小論文(作文)に関する文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="716 344 1139 378">・ 日付から表の表題までの部分 <li data-bbox="716 389 1390 423">・ 表の脚注中、 1 の部分、 4 の部分及び 5 の部分 <li data-bbox="716 483 799 517">・ 標 題 <li data-bbox="716 528 1139 562">・ 1 から 4 まで及び 7 の各項目 <li data-bbox="716 573 1382 651">・ 5 の部分(ただし、 2 の「 : 」部分を除く。) 及び 6 の部分

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
9 . 8 . 7	・ 諮問書の受理
9 . 9 . 3	・ 実施機関の非公開理由説明書の受理
9 . 9 . 19	・ 異議申立人の意見書の受理
9 . 10 . 21 (第78回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
9 . 12 . 2 (第79回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
10 . 1 . 16 (第80回審査会)	・ 異議申立人の意見を聴取 ・ 審議
10 . 2 . 6 (第81回審査会)	・ 審議
10 . 3 . 2 (第82回審査会)	・ 審議
10 . 3 . 20 (第83回審査会)	・ 審議